

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第6条および第14条の改正について

国家院（下院）採択 2025年5月20日

連邦院（上院）承認 2025年5月21日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 18、掲載番号3016；No. 29、掲載番号5235；No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790；2023、No. 25、掲載番号4434；No. 32、掲載番号6183；2024、No. 1、掲載番号35、39；No. 26、掲載番号3546；No. 44、掲載番号6497；2025、No. 14、掲載番号1584）に以下の変更を加える

1）第6条において：

a) 第1項に以下を内容とする第22号を追加する：

「22) 連邦法「メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制について」に定める権限を行使する、ここにはメタノールおよびメタノール含有液の流通に携わる組織および個人事業主のリストの作成および記入ならびに同リストへのアクセスの手順を承認することが含まれる。」；

b) 第3項に以下を内容とする第25号を追加する：

「25) 連邦法「メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制について」に定める権限を行使する、ここにはメタノールおよびメタノール含有液の流通に携わる組織および個人事業主のリストの作成および記入を行うことが含まれる。」；

2）第14条第4項に以下を内容とする第15号を追加する：

「15) メタノールおよびメタノール含有液の流通に携わる組織および個人事業主についての、連邦法「メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制について」にしたがってメタノールおよびメタノール含有液の流通に携わる組織および個人事業主のリストに記載された情報。」；

第2条

本連邦法は2025年9月1日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年5月23日

第122-FZ号